

議案第 54 号

三朝町災害遺児手当支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害遺児手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 12 年 5 月 12 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 12 年 5 月 12 日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例

三朝町災害遺児手当支給条例（昭和 47 年三朝町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。